







会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
					

日医発第 1822 号(情シ)(保険)
令和 7 年 1 月 31 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用に関する Q&A について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 10 月 8 日付「顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について（医療情報等の提供の包括同意・限度額情報の提供確認画面のスキップ）（周知）および訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について（周知）」にて、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の運用開始についてお知らせしました。

この度、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用について、Q&A が作成され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・【事務連絡】 内閣府政府広報室が制作したマイナ保険証 PR 動画のご活用について（周知依頼）
- ・【別添】 マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用に関する Q&A
- ・【別紙】 マイナ資格確認アプリの事前準備ガイド

事務連絡
令和7年1月27日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

内閣府政府広報室が制作したマイナ保険証PR動画のご活用について（周知依頼）

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用促進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日から従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、その後はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

このため、マイナ保険証への移行に関する動画を内閣府政府広報室の提供によりテレビ東京において制作し、令和6年12月1日に放送された「クリックニッポン」の番組内でのコマーシャルにて放送いたしました。

政府広報オンライン（内閣府政府広報室運営）に掲載されている当該コマーシャル動画を以下URLからダウンロード出来ます。積極的に府省庁及び地方公共団体等の広報活動、学校・公民館・町内会・自治会等の地域における啓発活動並びに企業・団体等の組織内広報にご活用ください。

なお、当該動画は政府広報室から貸し出しを受けており、利用の際には、下記の遵守事項に即していただくようお願いいたします。

更なるマイナ保険証の利用促進に向け、積極的なご活用をお願い申し上げます。

記

《映像データダウンロードURL》

https://www.gov-online.go.jp/rental/J00098791/1.mp4?Expires=1764601199&Signature=qynLJSIZx4bVRonASbdVbeFwV93a9Rk4nfe-9QWIoAWGfdvQpBiMnPAAfCZZta03eF82zLEVnFOHI4GXTv8ttPrMt1TE09Ny4yvJX6k8eAyPclwJQEz4R2g747Y1pzXTWpJfaPzAUSORputXUdB74kR6WaJL6tzbu4FEkziHJc6TDBMOfW7pX~RIotQT6ReT~D6ingp605~wYYjJUKII-AKXRtt8sA9qu3sPh5ha61qBV5Ii8qRPFJGbTXaj3Bt4LXueiT-LV8Q1jfedEsbzKC8U5op8AcZfQ4JD6g7A4-s1CI1A5N272XHM~pCxs~X85SfGOnOMFBbDwgJAz4Rw__&Key-Pair-Id=K7E7LVVHH58N2

※ダウンロードする際は、再生動画の右下「・・・」をクリックいただきダウンロードを選択してください。

《遵守いただきたい事項》

○利用目的：非営利であること。

○利用用途：府省庁及び地方公共団体等の広報活動、学校・公民館・町内会・自治会等の地域における啓発活動、企業・団体等の組織内広報に限定。

ただし、各機関が運営するHP、YouTubeほか各種SNSなど、ウェブページには掲載しないこと（※注）。

○利用可能期間：令和7年12月1日までとし、期間満了時点で保有する映像データは、利用者の責任で確実に削除すること。

○政府広報動画コンテンツ利用規約

https://www.gov-online.go.jp/form/video_rental_form/terms_and_conditions/index.html

(※注) ウェブページに動画を掲載する場合は、以下の政府広報オンライン掲載ページURLをご活用ください。

- 政府広報オンライン掲載ページURL <https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202412/video-290714.html>
- URL利用に当たっての注意事項 <https://www.gov-online.go.jp/tos/>

以上

関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
独立行政法人 国立病院機構本部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部
独立行政法人 労働者健康安全機構本部
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
健康保険組合
都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省高等教育局私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局

事務連絡
令和7年1月30日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用に関するQ&Aについて

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

訪問診療等における資格確認の方法については、令和6年10月7日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡「訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について」により、お知らせしたところですが、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用について、今般、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、貴会におかれましては、会員の皆様への周知いただきますようお願い申し上げます。

問1 マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）はどの業態で利用が可能か。

（答）マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）は、現在、訪問診療等におけるオンライン資格確認の際に利用できることとしています。

医療機関等の通常とは異なる動線における資格確認を行う場合は、現在、マイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）を用いて資格確認を行うことが可能ですが、今後、この場合においてもマイナ資格確認アプリを用いた資格確認をご利用いただけるよう開発を進めています。

問2 マイナ資格確認アプリはマイナ在宅受付 WEB と何が違うのか。

（答）令和6年4月から開始したマイナ在宅受付 Web は、医療機関ごとに専用の Web ページにアクセスすることで利用できますが、二次元コードや URL が分かれば端末を選ばずに利用できるため、本人認証時には、マイナンバーカードの暗証番号が必要です。

一方、令和6年10月からリリースしたマイナ資格確認アプリについては、各医療機関等に設置されている資格確認端末からアクティベーションコードを発行する等の事前準備により特定の医療機関のモバイル端末でのみ作動するものです。そのため、患者の本人認証の方法として、暗証番号の入力に加えて、マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であるかを医療関係者等が目視により確認（暗証番号の入力が不要）することが可能です。

問3 マイナ資格確認アプリを利用するためのモバイル端末等は、市販のスマートフォンでも利用が可能か。

（答）マイナ資格確認アプリを利用するために市販のスマートフォンを購入してご利用いただくことは可能ですが、ご利用の端末が NFC 対応かつ拡張 Lc/Le(拡張 APDU)に対応している必要があります。これらの機能は、マイナ資格確認アプリで患者の本人認証の方法として目視確認を行うために必要なものです。医療機関等向け総合ポータルサイトにて、マイナ資格確認アプリの目視機能に対応している端末の一覧を掲載しております。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011081

問4 訪問診療等で用いるマイナ資格確認アプリをインストールしたが、どのようにして利用開始（初期設定）するのか。

（答）マイナ資格確認アプリを利用するためには、各医療機関等に設置されている資格確認端末から訪問診療等機能を利用する環境設定情報を更新した上で、アプリを利用するためのアクティベーションコードを発行し、アカウントを作成するといった利用のための初期設定等を行ってください。これらの具体的な手順については、別紙をご参照ください。

なお、今後、医療機関等に設置されているレセプトコンピュータの改修を行うことで、レセコンからもアクティベーションコードが発行できるよう開発を検討しています。

問5 患者がマイナ資格確認アプリで同意登録した後、その患者の資格情報等を当該アプリでどのようにして確認するのか。

(答) マイナ資格確認アプリにおいて患者の資格情報を確認するには、初期画面の右上の歯車マークをクリックしてメニュー画面を表示し、「セキュリティ設定」を選択して表示される「資格確認結果検索」から確認してください。

具体的な確認方法については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載されている「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」の「資格確認結果画面の見方」をご確認ください。

訪問診療等機能を利用するには、事前準備として、オンライン資格確認等システムで以下の作業が必要です。

- ① 環境情報の設定
- ② アクティベーションコードの発行
- ③ 一般または医療情報等閲覧アカウントの作成

※ 操作マニュアル(管理者編)「第3章 環境情報を設定する」の「1 環境設定情報を管理する」に詳細を記載しています。



01

オンライン資格確認等システムを起動します。

資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開き、《システムの利用を始める》をクリックします。



02

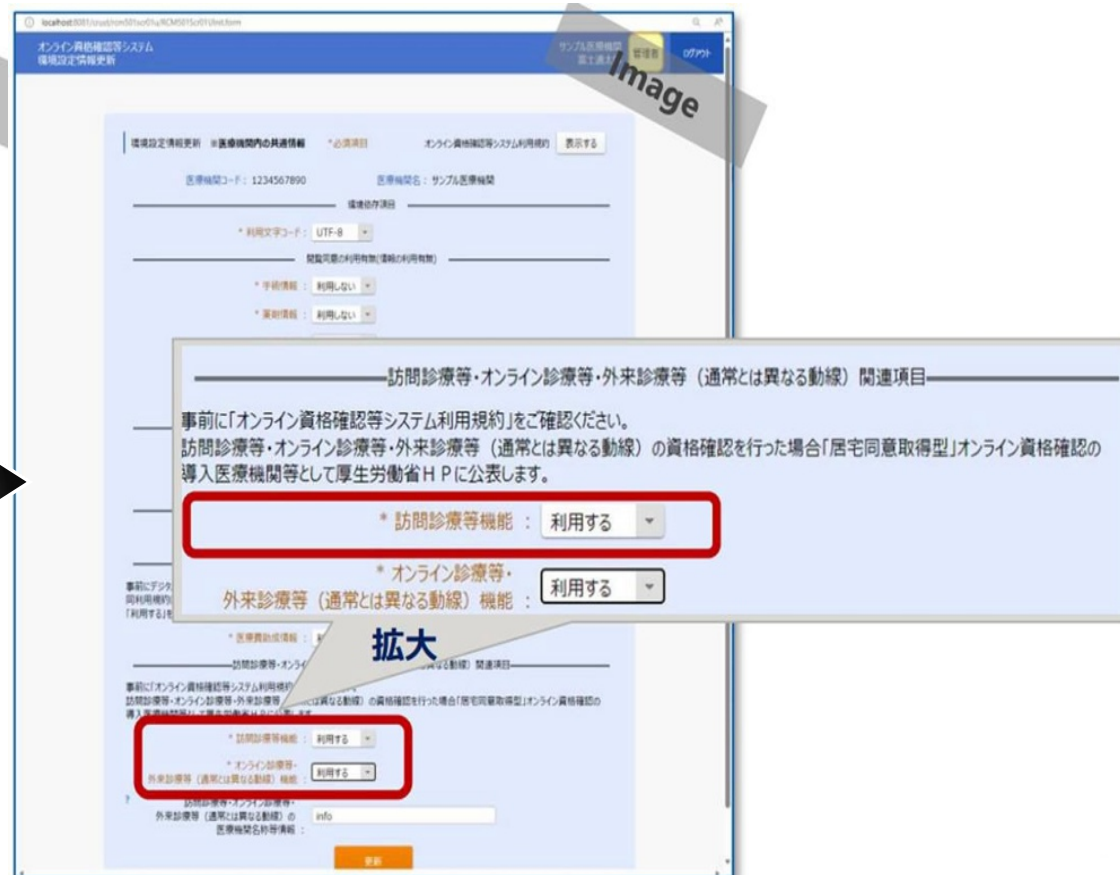
ID 及びパスワードを入力し、管理ログインします。

管理アカウントの《ユーザ ID》《パスワード》を入力し、《ログイン》をクリックします。

1 環境情報の設定

訪問診療等機能を利用するには、事前準備として、環境設定情報において訪問診療等機能を「利用する」に変更する必要があります。

※ 操作マニュアル(管理者編)「第3章 環境情報を設定する」の「1 環境設定情報を管理する」に詳細を記載しています。



01

《環境設定情報更新》をクリックします。

[メニュー]にある《環境設定情報管理》から
《環境設定情報更新》をクリックします。

02

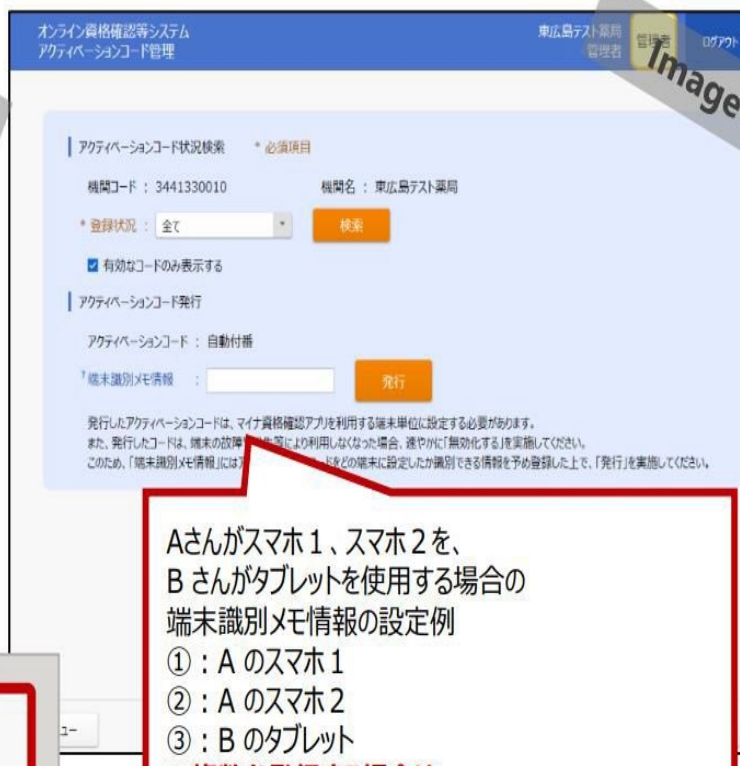
《訪問診療等機能》を「利用する」に変更します。

「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、
《訪問診療等機能》を「利用する」に変更します。

2 アクティベーションコードの発行

「マイナ資格確認アプリ」の利用するには、事前準備として、アクティベーションコードを発行する必要があります。

※ 操作マニュアル(管理者編)「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」の「2 アクティベーションコードの発行」に詳細を記載しています。



Aさんがスマホ1、スマホ2を、
Bさんがタブレットを使用する場合の
端末識別メモ情報の設定例

- ①：Aのスマホ1
- ②：Aのスマホ2
- ③：Bのタブレット

※複数台発行する場合は
1台ごとに発行をクリックする必要があります



01

《アクティベーションコード管理》をクリックします。

[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリックします。

02

端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。

端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。

03

アクティベーションコードが発行されます。

アクティベーションコードが発行されます。発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用してください。

3 一般または医療情報閲覧アカウントの作成

「マイナ資格確認アプリ」を利用するには、事前準備として、「一般アカウント」または「医療情報閲覧アカウント」を作成する必要があります。



入力内容	
入力情報	説明
権限区分	「一般利用者」または「医療情報閲覧」を選択
ユーザID	任意の半角英数字を入力 ※2桁以上8桁以下
ユーザ名	任意の名称を入力
ユーザ名(カナ)	任意の名称を入力
利用開始年月日	利用開始年月日を入力

01

《アカウント管理(登録)》をクリックします。

[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理(登録)》をクリックします。

02

各項目を入力し、《登録》をクリックします。

権限区分、ユーザーID、ユーザ名、ユーザ名(カナ)、利用開始年月日を入力し、《登録》をクリックします。

- ※ 作成したアカウントでオンライン資格確認等システムにログインします。一度もアカウントにログインしていないと、アプリを利用することができないためご注意ください。
- ※ 作成したアカウントのユーザーIDとパスワード、管理者アカウントで発行したアクティベーションコードを使って、初回アプリ利用時にログインを行います。詳しくは、「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照ください。